

## 1. 建築物

## [13] 公衆電話設備

## 整備の基本的考え方

外出先での情報手段としての公衆電話の需要は高く、高齢者や障害者の円滑な利用に配慮した整備を行なう。

## 整備基準

公衆電話設備を設ける場合においては、次に定める構造の公衆電話設備を1以上設けること。

- イ 公衆電話機を設置するための台は、車いす使用者が円滑に利用することができるよう、適切な高さとし、その下部に十分な空間を確保すること。
- ロ 難聴者及び視覚障害者の利用に対応した公衆電話機を設けること。

## さらに望ましい基準

- ・電話機の前面には車いすが転回できるスペースを確保すること。

## ○解説

※適切な高さ：車いす使用者の利用する電話台の高さは70cm程度。ダイヤル又はプッシュホンのボタンの高さは90cm～100cm程度。

※十分な空間：高さ65cm程度、奥行45cm程度の空間。

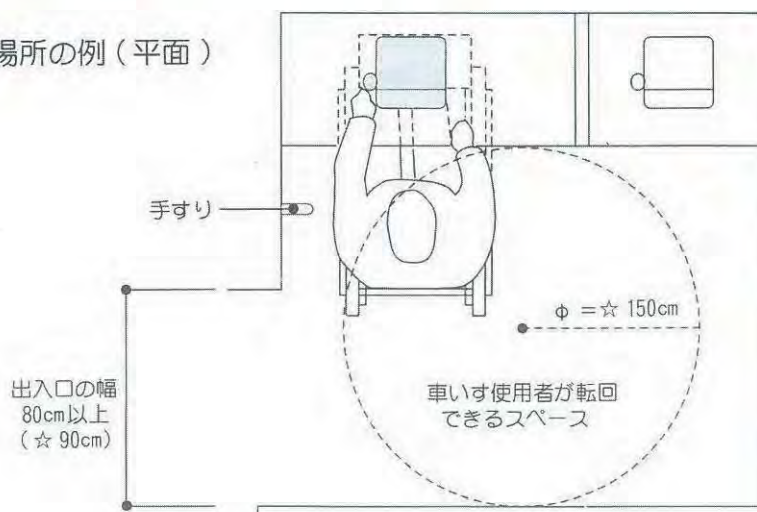
※難聴者及び視覚障害者の利用に対応した公衆電話機：音量増幅装置付受話器や点字標示付受話器。

## ○配慮事項

- ・歩行困難者の利用に配慮し、体を支える手すり又は支え壁を受話器の両側に設けることが望ましい。
- ・言語機能障害者等の利用に配慮し、ファクシミリを設置することが望ましい。

参考解説図

■設置場所の例（平面）



■電話機の高さ

